

（車両総重量）

第85条の2 保安基準第4条の表中の告示で定めるものは、次の各号に掲げる基準に適合するセミトレーラとする。

一 物品を積載する装置が次のいずれかに該当すること。

イ バン又はこれに類するもの

ロ タンク又はこれに類するもの

ハ 幌骨で支持された幌に覆われるもの

ニ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの

ホ 専ら車両を運搬する構造のもの

ヘ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの

ト 荷台に固定式のスタンション及び固縛金具を備えるもの。ただし、荷台の両側端に沿って備えられるスタンションにあっては、脱着式のものであってもよい。

チ 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が 27° 以上であるもの

二 前号へ、ト又はチのものにあっては、積車状態において、次に掲げる方向毎に、物品の重量に次に掲げる係数を乗じて得られる重量を負荷する場合に耐える構造を有すること。

イ 前 0.6

ロ 横 0.5

ハ 後 0.35